

「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト（案）」及び「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画（令和8年度～令和12年度）（案）」についての意見・情報の募集の結果について

令和8年2月20日  
農林水産省消費・安全局

「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト（案）」及び「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画（令和8年度～令和12年度）（案）」について、令和7年12月27日から令和8年1月25日までの期間、e-Govに掲載することを通じて広く国民の皆様から意見・情報を募集いたしました。

その結果、本件に関して2人から2件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見と、それに対する農林水産省の考え方を別紙のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。（なお、他に本件とは直接関係のない御意見が1件ございました。）

なお、本件につきましては、公表した案に一部の技術的な修正を行った上で定めることとしました。

皆様方の御協力に深く御礼を申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	ご意見	農林水産省回答
1	<p>日本では、食品中のウラン・トリウム系列核種による預託実効線量が 0.8 mSv と推定されており  <a href="https://www.env.go.jp/chemi/rhm/current/02-05-04.html">https://www.env.go.jp/chemi/rhm/current/02-05-04.html</a>）、食品中の自然放射性物質に起因したリスクが最も高い国であると考えられる。国際原子力機関は、食品中の自然放射性物質に関して文書を発行しており            (Safety Reports Series No. 114 , TECDOC-2011)、現存被ばく状況での食品摂取に由来した実効線量の参考レベルを 1 mSv としている (GSR part3)。このことから自然放射性物質も検討の対象としてはどうか。</p>	<p>ご意見をいただき、ありがとうございます。            原子力発電所の事故等により放出された人工放射性物質に加え、ご指摘の自然放射性物質についても、令和7年度第3回「食品の安全性に関するリスク管理検討会」において、優先的にリスク管理の対象とすべきか検討しました。            自然放射性物質は、世界中の食品に普遍的に含まれているものです。日本人は食品由来の自然放射性物質による内部被ばくが他国と比べてやや高めの傾向にあるものの、健康上のリスクが懸念される水準ではなく、現時点で入手可能な情報からは、農林水産省としてリスク管理の優先度が高いとは言えないと判断しました。            なお、コーデックス委員会においても、国際原子力機関の報告書に基づいて議論し、天然由来の食品中の放射性物質は、食品安全や貿易上の問題にはならないと結論づけています。</p> <p><b>【参考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度食品の安全性に関するリスク管理検討会（第3回）              資料 4-6 農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害化学物質の検討表（その他の環境汚染物質） p.14 自然放射性物質  <a href="https://www.maff.go.jp/j/study/risk_kanri/r7_3/attach/pdf/index-22.pdf">https://www.maff.go.jp/j/study/risk_kanri/r7_3/attach/pdf/index-22.pdf</a></li> </ul>
2	<p>計画案に賛成します。            なお、事業者ごとに情報の密度に差が生じないように、また危機管理の観点からも、これらの調査等の進捗状況等については、関連する業界団体にも随時情報共有いただけますようお願いいたします。</p>	<p>ご意見をいただき、ありがとうございます。            ご指摘の関連する業界団体等への調査等の進捗状況等に関する情報共有につきましては、事業者ごとに差が生じないように適切に対応してまいります。</p>

※ 寄せられたご意見をそのまま掲載しています。

その他、本意見公募の対象ではないご意見が1件ありました。